

平成 28 年 9 月 30 日

交野市立図書館
館長 末松 肇 様

交野市図書館協議会
会長 澤田 種治

交野市図書館整備構想及び星田図書館整備計画の見直しについて（答申）

平成 28 年 6 月 3 日付けで、図書館法第 14 条第 2 項に基づき諮問のあった「交野市図書館整備構想及び星田図書館整備計画の見直しについて」につきまして、公共施設総合管理計画及び生涯学習基本計画に反映されるべく下記のとおり答申します。

記

1. 図書館・室の基本的な考え方について

公立図書館については、社会教育法、図書館法、文字・活字文化振興法、子どもの読書活動の推進に関する法律及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（H24 文科省告示）（参考資料添付）等による方向性へ対応する必要があります。

課題とされている主な項目は、インターネットを活用した情報サービス、地域の課題に対応したサービス、利用者（子どもから高齢者、障がい者、外国人）に対応したサービス、ボランティア活動の促進、他の公共図書館との連携等があげられています。

交野市においても交野市図書館整備構想を踏襲しつつ、社会情勢の変化や現状の市民ニーズに沿って、図書館サービスの見直しと充実を図られたい。

2. 図書館・室の配置について

(1) 現状と課題

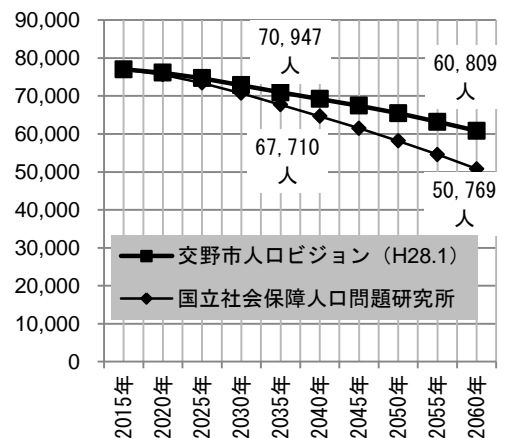
本市では、平成元年の交野市図書館整備構想（将来人口 10 万人）において、中央図書館を核にサービスの公平性から地域バランスを考慮し、概ね 1 キロ圏内に 4 から 5 図書館を配置する方針が示されてきました。

しかし、市の厳しい財政状況の中で平成 8 年の倉治図書館整備は実施したものの、具体計画のあった星田文化ゾーン図書館整備計画は凍結され現在に至っています。

現状は、その後の四半世紀に情報の複雑・高度化が進み、市民意識は益々多様化し、利用者層や個人によって求めるニーズが異なっており、超高齢化と人口減少時代へ推移する中、市の限られた財源において、地域毎で多様化した市民ニーズに応えながら同等のサービスを行うことは、難しい状況となっています。

一方、市においては、平成 28 年度中に公共施設全般の総合管理計画を策定するとし、公共施設の老朽化の現状を踏まえ、本格的な人口減少時代に向かって、施設の集約や複合化、コンパクトシティを標榜した施設全般の再配置を検討している状況にあり、図書館・室の配置についても他の公共施設と合わせて総合的に判断する必要があります。市民ニーズや市の現状を踏まえ、より効率的な再配置が求められています。

交野市人口の将来展望



(2) 図書館・室の再配置について

図書館・室の再配置については、現状と課題を踏まえ、他の公共施設との複合化及びインターネット等の多様なサービス提供方法による効率的な再配置とともに、図書館サービスの地域間における公平性の観点からの施設配置を目指すことが望まれます。

まず、核となる図書館は、市民の利便性を考慮し配置することが望まれます。その他の地域は、学校図書館や地域のコミュニティ施設と合せて小規模図書室等の配置とします。尚、他の施設との複合化については、地域との連携や相乗効果による利用者拡大に繋がりたい。

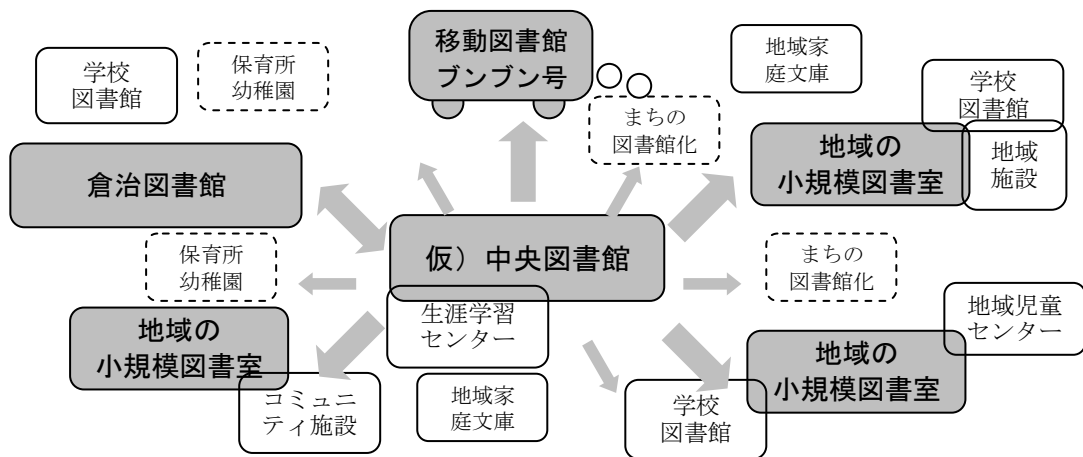
蔵書については、核となる図書館に一般書、児童書、雑誌等に加え、専門書や全集等を所蔵し、地域の小規模図書室には、規模に合わせて一般書、児童書、雑誌等から比較的用户ニーズの高い資料を所蔵します。これにより、限られた費用において市全体における多分野の蔵書確保を図ることが可能と考えます。

地域における専門的な利用者ニーズ等への対応は、地域の小規模図書室の窓口に加え、電話やインターネットによる予約、移動図書館で対応することで地域間サービスのバランスを確保されたい。(図書館整備構想では、中央図書館と地域の分館3～4の配置と移動図書館)

更に、核となる図書館と地域の小規模図書室に加え、地域家庭文庫や学校図書館等とのネットワーク化を進め、市全体における図書サービスの充実を図られたい。

尚、仮)中央図書館の整備に際しては、既設の倉治図書館の老朽化の状況とともに機能分担等の効率的な活用を含め検討する必要があります。

将来の図書館ネットワークと図書サービスの充実 (イメージ例)



蔵書数と年受入数のイメージ

(単位：冊)

現状の施設 H26	蔵書数	年受入数	概ね 20 年後の施設	蔵書数	年受入数
倉治図書館・自動車文庫	93,008	4,273	倉治図書館・自動車文庫	200,000	10,000
青年の家図書室	65,551	3,759	仮)中央図書館		
星田図書室	20,978	1,433	小規模図書室	30,000	1,000
第1児童セ図書室	36,033	1,653	地域家庭文庫・まちの図書館等	20,000	400
地域家庭文庫 6	15,806	352	合計	250,000	11,400
その他	7,798	0	奉仕人口		70,000人
合計	239,174	11,470			
奉仕人口		77,928人			

3. 図書館運営について

(1) 現状と課題

情報に対するニーズの多様化・高度化、中心的な図書館利用者の高齢化（団塊世代）、インターネットの普及等による青年層の読書離れなどから、本市でも図書館の利用者数や貸出冊数は、平成22年度をピークに年々減少傾向に推移しています。

また、今後の本格的な少子高齢化社会において、この傾向は益々顕著に現れることが予測できます。従って、これまでの受身のサービス中心から、利用者ニーズや地域の課題解決に向けた新たなサービスの実施とともに、地域や民間とも連携した特色あるサービスが求められています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	概ね20年後
人口	79,216	78,951	78,860	78,539	78,051	78,114	77,928	77,943	70,000
実登録者数※(人)	12,450	12,432	12,519	12,336	11,965	11,509	11,147	11,055	10,150
実登録者比率	15.7%	15.7%	15.9%	15.7%	15.3%	14.7%	14.3%	14.2%	14.5%
年度別貸出冊数	496,349	503,559	510,228	492,340	484,857	460,687	441,117	472,770	434,000
WEB予約件数	6,959	6,968	7,756	8,254	8,662	10,129	11,421	20,743	40,000

※実登録者数は、年度内に貸出利用のあった登録者数。

※平成27年度の貸出冊数の増加は、青年の家の時間延長、1人当り貸出冊数の制限見直し（10冊から15冊）、WEB予約の見直し等による。

(2) 図書館・室運営について

交野市の現状と課題を踏まえ、子ども読書活動推進計画や学校図書館との連携はもとより、社会情勢や市民ニーズを把握し、地域の生涯学習の拠点施設として「市民が利用しやすく、利用しなくなる図書館・室運営」を目指していただきたい。

① 図書館・室蔵書計画の策定

図書館・室の蔵書計画及び資料選書基準等を策定し、資料を計画的かつ系統的に収集するとともに、館・室の特色づくりを推進し、魅力ある図書館・室サービスとともに利用者の拡大にも繋がりたい。

② 主な重点事業の推進

学校教育ビジョンや子ども読書推進計画及び今年度に策定される生涯学習基本計画における、重点事業の推進を図りたい

- ア. 生涯学習における図書館の位置づけ（生涯学習基本計画）
- イ. 子ども読書活動の推進（子ども読書活動推進計画）
- ウ. 学校図書館との連携と支援（学校教育ビジョン、子ども読書活動推進計画）
- エ. まちの図書館化（市長戦略）など地域やボランティアと連携（子ども読書活動推進計画）
地域家庭文庫 おはなしグループ KIRARA 保育所・幼稚園 地域サロン活動

③ 市民ニーズに対応したサービスの重点化と新たなサービスの実施

市長戦略及び今年度策定する生涯学習推進計画とも課題を共有し、図書館としてサービスの重点化と新たなサービスを検討されたい

以下、サービス例を示します。

- ア. レファレンスサービスの認知度アップと充実
- イ. 予約・リクエスト制度やスマホ利用などの認知度アップと充実

- ウ. 団体登録制度の活用と認知度アップ（商工会議所、工業会、商連、NPO等）
- エ. 青年向け書籍や雑誌の購入による、青年層の利用者アップ
- オ. 倉治図書館視聴覚室の有効活用（関連団体の緩和、講習会、イベント利用等）
- カ. 視聴覚資料の導入促進
- キ. 電子書籍サービスの導入検討
- ク. 市民ニーズや市の課題（市町戦略等）に対応した新たな図書コーナーの設置（例）
 - ・ マタニティーと子育て支援コーナーの設置
 - ・ ビジネス支援コーナーの設置
 - 就職活動・起業・女性の起業等に関する図書 ハローワーク情報
 - ・ 健康・医療情報コーナーの設置
 - 健康・医療・闘病体験記等に関する図書
 - ・ 市民活動支援コーナー設置
 - 市民活動・男女共同参画・消費生活・ボランティア・NPOに関する図書
 - 雑誌・パンフレット・交野の市民活動紹介
 - ・ 参考：既存コーナー
 - 大活字図書、YAヤングアダルト、育児書、新着図書、児童書テーマ展示

④ 公共施設の再配置（将来）に向けたサービス向上と効率化の検討

公共施設の再配置と合わせて、施設の効率運営とサービス向上を検討されたい

- ア. 開館・室時間延長
 - 利便性の高い複合施設等における効率運営と一体的な利用時間の延長
- イ. 小規模図書室等における民間委託や指定管理の検討
 - 図書と複合（コミュニティ施設等）施設における窓口業務等
- ウ. 学校図書館と連携運営に向けた調査検討
- エ. 書籍用 IC タグの導入検討
 - 書籍管理の効率化や貸出サービスの高速化と省力化
 - 貸出サービスの一部無人化

⑤ 職員の適正配置

職員の配置について、3分の1が正職員、3分の2が非常勤やアルバイト等で補っている状況にある。また、司書の正職員は40歳以上の構成となっており、図書館サービスの継続性に不安が残る。

今後は、図書館の再配置や運営方針との整合性を図りつつ、必要な数の司書職員を確保するよう、計画的な職員採用に努めるとともに、非常勤やアルバイトの能力向上にも努められたい。

また、日常のレファレンスサービスに加え地域や学校との連携及び子ども読書計画などを推進する職務の重要性から、サービスの継続性と向上に向け計画的な人材育成や人事交流にも努められたい。

交野市図書館協議会委員名簿

平成28年4月現在

	氏 名	所 属 ・ 勤 務 先 等	
学識経験者	澤田 種治	元精華町立図書館長	会長
	今堀 太逸	仏教大学教授	委員
	山岡 直子	大阪府立中央図書館 資料情報課長	委員
学校教育関係者	伊賀 治	交野市立星田小学校校長	委員
	岸本 秀樹	交野市立第1中学校校長	委員
	宮本 憲武	大阪府立交野高等学校校長	委員
社会教育関係者	石倉 英子	かたの子ども文庫連絡会	委員
	島川 繁実	交野市子ども会育成連絡協議会会長	委員
	堤 真知子	交野市ボランティアグループ連絡会 朗読グループ「あい」代表	委員
	中嶋 智子	かたの子ども文庫連絡会代表	副会長
	花山 駒市	交野市青少年指導員会会長	委員
	山本 ツヤ	交野市女性団体連絡協議会会長	委員
家庭教育関係者	大國 陽子	交野市家庭教育学級友の会	委員
	堀田 智子	交野市家庭教育学級友の会	委員

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

～ 公立図書館に関する望ましい基準の抜粋 ～

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実に努めるため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

交野市図書館整備構想（概要）

平成元年12月

I いま、なぜ整備構想を策定するのか

1 現代社会と市民の暮らし、図書館

市民の生涯学習にとって「最も基本的、かつ有効な施設」

2 図書館とはなにか

「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」

「健康で文化的な最低限の生活」の保障

「永住魅力のあるまちづくり」

「文化を共有」し「市民の文化活動の活性化」をまちづくりの基本に掲げる交野市の行政課題

3 どのような図書館をめざすか

- 1) 市民がどこに住んでいようと、身近に利用できるシステムでなければならない
分館の設置と開館時間の検討
- 2) 貸し出し中心の運営でなければならない
古い本を保存する図書館から、誰もが必要な本を気軽に借りて行ける図書館
- 3) 日常生活上の様々な疑問に応えられる図書館でなければならない
日常生活・ビジネス・地域の歴史・行政・産業等
- 4) 新鮮な資料の豊富な図書館でなければならない
質・量とも一定水準の確保
- 5) 子どもへのサービスを重視する図書館でなければならない
- 6) お年寄りや身体障がい者も含め、全ての人が使える図書館でなければならない
- 7) 近隣の市立図書館や府立図書館とも連携をもった図書館でなければならない
- 8) 文化活動の拠点になることのできる図書館でなければならない
- 9) 交野市のすべてがわかることのできる図書館でなければならない

II 交野市図書館サービスの現状と課題

1 交野市の町づくりの将来構想

10万人 自然環境保全 文化ゾーン 市民の永住志向 市政に対する要求等

2 図書館サービスの現状と課題

- 1) 小規模図書室4施設と2台の移動図書館
- 2) 購入図書館平均単価1135円と低い
- 3) どの施設も狭く困難な状況
- 4) 図書館サービスも不十分
- 5) 司書の比率が低い
- 6) 「図書サービス」から「図書館サービス」
- 7) 職員体制を整え、施設の適正配置と中身の充実

Ⅲ 交野市図書館システムの形成

1 図書館の構成

1) 図書館サービス網

図書館利用は歩いて10分、概ね800m～1000m

① 分館の機能

- ア. 図書その他資料の貸し出し、読書相談、予約サービス
- イ. 軽易なレファレンスサービス
- ウ. 児童サービス
- エ. 集会活動、集会室の提供

現状では、倉治図書館と図書室が3室、移動図書館が1台

② 移動図書館の機能

当面、全域サービス的手段

③ 中央図書館

- ア. 図書サービス網の運営
- イ. 全市図書館サービス網の推進
- ウ. 調査・研究への援助
- エ. 郷土資料、行政資料の収集、組織化
- オ. 視聴覚資料の収集、組織化、提供
- カ. 障害を持つ人々へのサービス
- キ. 文化活動の場の提供
- ク. 移動図書館の基地
- ケ. 子ども文庫等の団体への貸し出しサービスの援助
- コ. 地域に根ざした文化活動の諸成果の記録、資料類の刊行

現状では、倉治図書館が中央図書館の多くの機能を担っている

2 図書館網策定の手法と計画条件の設定

奉仕人口10万人、分館の利用圏域、分館規模、蔵書の新鮮度0.15など

3 サービス拠点の配置と規模

図書館 4から5館 年間貸し出し冊数90万冊/年

4 中央図書館の計画

分館群の中心的なところに位置し総括する
利用者の利便性を考慮し、交通の便や地理的条件から市の中心部

現状では、情報技術の進歩等による市民の図書館離れ。一方で図書館に対するニーズの多様化。情報や書籍の電子化に対応した新たな図書館機能の検討。

その他、コンピューターの活用、行政サービスとの連携